

議案第 1 1 号

大口町NPO活動促進条例の一部改正について

大口町NPO活動促進条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町におけるまちづくりの担い手の多様化に対応するため、大口町NPO活動促進委員会を廃止し、新たな第三者機関を設置すること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町NPO活動促進条例の一部を改正する条例

大口町NPO活動促進条例（平成12年大口町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民活動」を「住民活動」に改める。

第4条中「及び活動環境」を「、活動環境」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

大口町NPO活動促進条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、大口町（以下「町」という。）の区域内に事務所を有し、町内でボランティア活動をはじめとする営利を目的としない<u>住民活動</u>を継続的に行うことを主たる目的とする団体（以下「NPO」という。）が、自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するために、基本理念を定めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。 (町の責務) 第4条 町は、前条の基本理念に基づき、NPO活動の自主性及び主体性を損なわないように配慮し、活動に関する知識の普及、意識の啓発、<u>活動環境</u>の整備の促進等に関する施策の実施に努めなければならない。 (委任) <u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、NPO活動の促進に関し必要な事項は、規則で定める。	(目的) 第1条 この条例は、大口町（以下「町」という。）の区域内に事務所を有し、町内でボランティア活動をはじめとする営利を目的としない<u>市民活動</u>を継続的に行うことを主たる目的とする団体（以下「NPO」という。）が、自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するために、基本理念を定めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。 (町の責務) 第4条 町は、前条の基本理念に基づき、NPO活動の自主性及び主体性を損なわないように配慮し、活動に関する知識の普及、意識の啓発<u>及び活動環境</u>の整備の促進等に関する施策の実施に努めなければならない。 <u>(NPO活動促進委員会)</u> <u>第10条</u> 町は、第1条の目的を達成するために、必要な事項を調査及び審議するために大口町NPO活動促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (委任) <u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、NPO活動の促進に関し必要な事項は、規則で定める。